

定山溪地区足湯新設に係るデザイン等検討業務公募型企画競争提案説明書

1 業務名称

定山溪地区足湯新設に係るデザイン等検討業務

2 事業背景及び目的

本市では、平成 27 年 3 月に、地域とともに定山溪の観光地としての魅力を高めていく指針である「定山溪観光魅力アップ構想」を策定し、その構想に基づく取り組みを実施している。

本業務は、滞留拠点施設拡充の観点から、定山溪温泉街の中心に位置する二見公園近辺に、定山溪地区に相応しいデザインの新たな足湯を建設することで、観光客の満足度向上に繋げることを目的とする。

3 業務内容

別紙仕様書のとおり。

なお、仕様書の内容は現時点の予定であり、契約候補者との協議の中で変更する可能性がある。

4 契約概要

(1) 契約方法

公募型企画競争により選定された契約候補者と本市の間で協議が整った場合に、随意契約により当該業務の契約を締結する。協議の中で企画提案内容の一部を変更する可能性がある。

選定された契約候補者との協議が不調に終わった場合、又は、契約候補者が「5 参加資格」に該当しないこととなった場合は、実施委員会において次点とされた団体と協議を行い、協議が整った場合には、随意契約により当該業務の契約を締結する。

(2) 契約期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日（木）までの間の所定の日

(3) 事業費

上限 7,000 千円（消費税および地方消費税を含む）

5 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(3)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

- (1) 本企画競争において、事業協同組合等の組合と当該組合員とが同時に参加していないこと。
- (2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 札幌市の競争入札参加停止等措置要領等の規定に基づき参加停止の措置を受けていないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表（直前2期分）	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 （市区町村税）	※本店（契約権限を委任する場合は受任先）の所在地の市区町村が発行するもの（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 （消費税・地方消費税）	※未納がない旨の証明書（その3の3）（写し可） ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

6 参加手続きに関する事項

- (1) スケジュール

公募開始	令和3年11月1日（月）
質問受付期限	令和3年11月8日（月）12時00分
参加申込書の提出期限	令和3年11月10日（水）12時00分
企画提案書等の提出期限	令和3年11月12日（金）12時00分
一次審査（書類選考）	令和3年11月15日（月）～16日（火）【予定】
一次審査の結果通知	令和3年11月16日（火）【予定】
二次審査	令和3年11月17日（水）【予定】
二次審査の結果通知	令和3年11月下旬【予定】
契約締結	令和3年11月下旬【予定】

※提案者の数によっては、一次審査を行わない場合がある。その場合のスケジュールについては、別途通知する。

(2) 提出書類

各種書類は、上記(1)の提出期限までに、札幌市観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課へ郵送又は持参により提出すること。

- ア 参加申込書（様式1） 1部
- イ 企画提案書及び参考見積書（様式自由、A4縦、両面使用）
 - (ア) 表紙に提案者の団体名称を記載したもの 1部
 - (イ) 提案者の団体名称が記載されていないもの 9部
- ウ 上記イのPDFデータ（CD又はDVD） 1部

(3) 留意事項

- ア 申込書類に虚偽があった場合は失格とする。
- イ 提出された書類については返却しない。
- ウ 審査の公正を期するため、企画提案書には、会社名、住所、ロゴマークなどプロポーザル参加者を特定できる表示を付さないこと。

(4) 質問の受付及び回答

企画提案を行うにあたり質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の書面（様式2）に質問の要旨を簡潔に記入し、電子メールで送信するものとする。

ア 質問受付期限

令和3年11月8日（月）12時00分

イ 質問に対する回答

質問を受けた場合は質問者に随時回答するとともに、企画提案を募集する上で広く周知すべきと判断されるものについては、質問の内容を札幌市ホームページで公表する。

ウ 送付先電子メールアドレス

kanko@city.sapporo.jp

※メールのタイトルは「(団体名) 定山溪地区足湯新設に係るデザイン等検討業務質問書」とする。

7 契約候補者の選定方法

「定山溪地区足湯新設に係るデザイン等検討業務企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）において、別添「評価項目及び評価基準表」により総合的に審査し、最も優れた企画提案者を契約候補者として選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査

- ア 参加資格については、「5 参加資格要件」に基づき確認を行う。
- イ 企画説明書による一次審査（書類選考）を実施する。
- ウ 参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、確定後速やかに企画提案者全員に文書により通知する。
- エ 一次審査の通過者は5者程度とする。なお、企画提案者が少数の場合は、実施委員会委員長の決定により、一次審査を行わない。

(2) 二次審査

- ア 一次審査を通過した企画提案者のプレゼンテーション及びヒアリングによる二次審査を行い、契約候補者を選定する。
- イ 企画提案者側の出席者は各団体3名までとする。
- ウ ヒアリングは、1企画提案あたり約10分（企画提案書に基づくプレゼンテーション7分、質疑応答3分）を想定し、順次個別に行う。
- エ 提案者が1者となった場合、実施委員会が定める最低評価基準点（総合得点の6割）を超えた場合のみ契約候補者として選定する。
- オ 実施委員会による採点と同点の場合、委員全員の協議により契約候補者を選定する。
- カ 二次審査の結果は、二次審査参加者全員に文書により通知する。

8 参加資格の喪失

企画提案者が参加資格を有することを確認したときから評価が確定するまで（契約候補者にあつては契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当したときは、提出された企画提案に関する評価は行わず、又は、契約候補者としての選定を取り消すこととなる。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 提案書類に重大な不備や虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で実施委員会の委員等と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

9 失格事項

以下のいずれかに該当したものは失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式にて定めた内容に適合しなかった者
- (2) 審査の公平性を害する行為をおこなった者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続き、方法等を順守しない者

10 参加資格等についての申立て

参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内にその理由等について書面により求めることができる。

11 評価についての申立て

企画提案者は自らの評価に疑義があるときは、選定結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申し立てを行うことができる。

12 企画提案の著作権等に関する事項

- (1) 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- (2) 実施委員会が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案を実施委員会が利用（必要な改編を含む。）することに許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、本市に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画提案その他本件企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。

13 その他留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の経費については提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加を認めない。

14 各書類の提出先・問合せ先

担 当 札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課 横田、片岡
住 所 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 15 階
電 話 011-211-2376
F A X 011-218-5129
メー ル kanko@city.sapporo.jp